

広島県教育委員会の共催・後援に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の共催又は後援に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業の企画又は運営に参加し、当該事業の積極的な推進を図ることをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨・目的に賛同し、名義の使用を承認することをいう。

(名義)

第3条 教育委員会が事業の共催又は後援を行う場合の名義は、「広島県教育委員会」とする。

(承認基準)

第4条 教育委員会は、共催又は後援の承認を受けようとする団体（以下「申請者」という。）から申請があったときは、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、当該事業の共催又は後援を行うことができる。

- (1) 主催団体について、次のいずれかに該当すること。ただし、イからオまでにおいては、全国大会・中国大会等が開催される場合を除き、広島県内に事務所又は事業所を置く団体であること。
 - ア 国、地方公共団体及びこれらに準ずるもの
 - イ 学校又は教職員を主な構成員とする教育関係団体
 - ウ 公益法人やその他公益的性格を有する団体（特定の宗教や政党に関係のない団体であること）
 - エ 報道関係機関
 - オ 上記以外の団体で、組織が明確かつ事業遂行能力が十分あり、法令や公序良俗等に違反せず、運営が適切と認められるもの
- (2) 事業について、次のいずれにも該当すること。
 - ア 本県教育行政の基本方針に反しないもので、教育文化の振興を図るものであること。
 - イ 規模がおおむね全県的なものであること。
 - ウ 特定の宗教や政党を支持するものでないなど公教育の中立性を損なうおそれがないこと。
 - エ 共催者、後援者又は協賛者に宗教団体又は政治団体が参加していないこと。
 - オ 衛生、災害及び事故防止等に十分配慮されていること。
 - カ 営利を目的とする事業でないこと。（有料又は物販を行う場合、その収入が当該事業の財源のみに充てられるものであること）

(申請)

第5条 申請者は、後援（共催）名義使用承認申請書（別記様式第1号）を、事業の実施1か月前（ポスターその他印刷物等に共催又は後援をする団体名を掲載する場合には、その印刷の1か月前）までに教育委員会に提出しなければならない。

(承認決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、承認の可否を決定し、後援（共催）名義使用承認通知書（別記様式第2号）又は後援（共催）名義使用不承認通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の承認に必要な条件を付することができる。

(承認の期間)

第7条 共催及び後援の承認期間は、承認通知書を交付した日から、当該事業の終了する日までとする。

(事業内容の変更等)

第8条 共催又は後援を承認された団体（以下「名義使用者」という。）は、承認に係る事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、後援（共催）事業変更届出書（別記様式第4号）により、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第9条 第6条第1項の承認を受けた事業が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消す。

- (1) 第4条に規定する要件を満たさなくなると認められるとき。
- (2) 第6条第2項の規定により付した条件に違反したと認められるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により承認を受けたものであると認められるとき。

2 教育委員会は、前項の承認の取消しによって名義使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(報告)

第10条 名義使用者は、事業終了後1か月以内に後援（共催）名義使用事業実施報告書（別記様式第5号）により事業の完了を報告しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和元年6月10日から施行する。
- 2 広島県教育委員会の共催・後援・協賛に関する基準について（昭和54年3月29日総務課長通知）及び教育委員会が後援（共催・協賛）する場合の事務の取扱いについて（平成13年4月4日総務課長通知）は、廃止する。
- 3 この要領の施行の際、現にされている申請に係る共催、後援又は協賛名義の使用承認の基準については、なお従前の例による。
- 4 この要領の施行の際、現に共催、後援又は協賛名義の使用承認を受けている者は、施行日において、第6条第1項の承認を受けたものとみなす。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。